



令和8年(2026年)1月15日

野洲市長 櫻本 直樹 様

野洲市男女共同参画審議会

会長 馬 渕 真 壽 美

第5次野洲市男女共同参画行動計画の策定について(答申)

令和7年3月17日付け野人施第12号で諮問のありました標記の件については、当審議会では慎重に審議を重ね、別添のとおり第5次野洲市男女共同参画行動計画(案)を取りまとめましたので、答申します。

なお、答申の趣旨については裏面のとおりです。

答申の趣旨

この答申は、野洲市男女共同参画推進条例に基づく「第4次野洲市男女共同参画行動計画～男女共同参画プランやす～（以下、「行動計画」という。）」が令和7年度（2025年度）末に計画期間満了となることを受け、第5次行動計画を策定していくためのものです。

野洲市男女共同参画審議会は令和7年（2025年）3月、野洲市長から「第5次野洲市男女共同参画行動計画の策定」について諮問を受けました。

審議会では、条例の基本理念を大切に、新たな法整備や国の動向、昨今の社会情勢を踏まえ、野洲市が取り組んできたさまざまな施策と、現行計画の達成状況について検証しました。そして、野洲市の現状と課題に基づき、今後の施策や新たに求められる取組について議論を進めてきました。

少子高齢化が進み、人口減少社会を迎える中、男女共同参画社会の実現は喫緊の課題です。第5次行動計画では、若年女性の流出や、働く上での実質的な男女の格差、依然として根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、そして、非正規雇用者やひとり親家庭等の困難な状況下にある人々への支援をはじめとした課題解決に向けた取組が、着実に継続・強化されていくことが必要です。

また、女性に対する暴力の根絶を求める声は依然として高く、令和6年（2024）年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づき、支援体制を強化する必要があります。

SDGsの目標5「ジェンダー平等の実現」等、国際的な動向も踏まえ、社会情勢に応じた取組を進めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要であると考えます。

本答申では、以上を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた「基本的な方針」、それを具体化するための「3つの基本目標」と重点課題及び施策、そして計画の推進体制等、野洲市の「行政運営」を提示しました。

人生100年時代を迎え、だれもが自分の希望に沿った形で、多様な選択を実現できることが大切です。性別にかかわらず個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会を実現し、一層の成長につなげていくことを期待し、ここに答申をします。